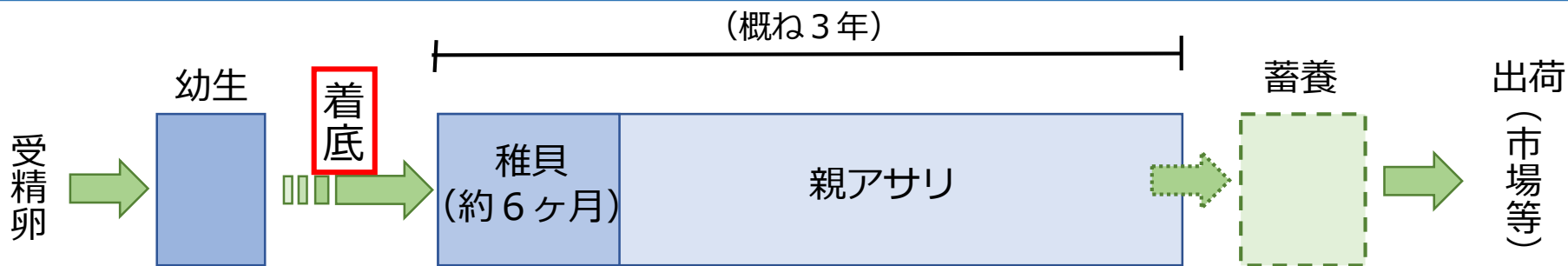


アサリの原産地表示ルールの厳格化

(参考)



水産物の原産地表示のルール

- ① 国産品にあつては水域名又は地域名（主たる養殖場が属する都道府県名をいう。）
- ② 輸入品にあつては原産国名
- ③ 2箇所以上の養殖場で養殖した場合、主たる養殖場（最も養殖期間の長い場所）が属する都道府県名 → **いわゆる「長いところ」ルール**

食品表示基準Q&Aを改正して、具体的な原産地表示ルートを厳格化

- **貝類の蓄養については、いわゆる「長いところルール」の育成期間に含まれない。**
→したがって、輸入後、出荷調整や砂抜きのため国内で一時的に蓄養した貝類の原産地は、輸出国となる。

輸入アサリ

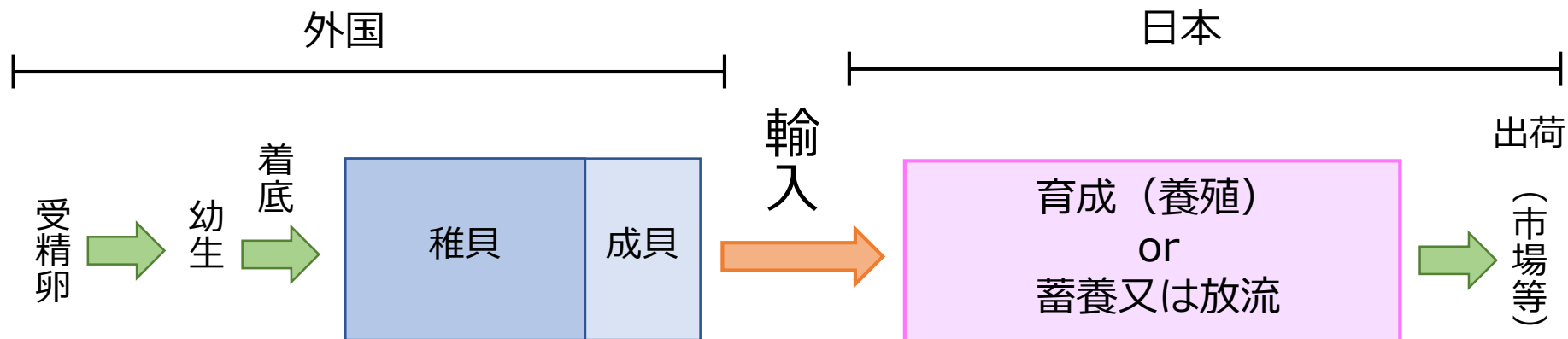
- 稚貝を輸入し、放流して、その成貝を採捕している実態はないことから、**原則として、原産地は輸出国を表示。**
- 国内において、**1年半以上の育成（養殖）**を行い、育成に関する**根拠書類を保存**している場合には、**国内の育成した産地を原産地として表示。**

（輸入アサリの成育期間の確認が困難なため、アサリの採捕までの一般的な所要年数が3年程度であることを踏まえた整理）

国産アサリ

- 水域名又は地域名を表示。
- 2箇所以上の養殖場で養殖した場合、主たる養殖場（最も養殖期間の長い場所）が属する都道府県名を表示。
- **他の地域の稚貝アサリを導入した場合、成貝の輸入アサリを導入したことと区別するため、導入元が国内産であることを証明する書類の保存が必要。**

輸入アサリの原産地表示のルールを厳格化



<業態の別>

<ルール>

<条件>

共同漁業権の
設定された区域
に放流された
場合も含む。

蓄養又は放流の場合

いわゆる「長いところ
ルール」の「育成期間」
にカウントされない

稚貝アサリの輸入実態
は確認されていない

原則
→ 輸出国
を表示

区画漁業権
による養殖

育成（養殖）の場合

いわゆる「長いところ
ルール」の「育成期間」
にカウントされる

「1年半」※1未満の育成期間

→ 輸出国
を表示

「1年半」以上の育成期間

→ 育成地
を表示

育成に関する
「根拠書類※2」
が必要。

※1 輸入アサリの成育期間の確認が困難なため、アサリの採捕までの一般的な所要年数が3年程度であることを踏まえた整理

※2 根拠書類とは…輸入アサリの
 ・通関証明（ロットとの関係証明）
 ・小間ごとの導入日付
 ・小間ごとの収穫日付
 ・区画漁業権の登録済証 等

国産アサリの原産地表示ルールの厳格化



<業態の別>	<ルール>	<条件>
漁業 (共同漁業を含む。)	採捕地名を表示	他地域から導入された場合には、導入元が国内産であることを証明する書類※の保存が必要。
育成 (養殖) (区画漁業権による養殖)	(着底以降の) 育成 (養殖) 期間 (蓄養期間は含まれない) が最も長い場所を表示	※導入元が国内産であることの証明書類の例 { <ul style="list-style-type: none"> ・ 稚貝のアサリの採捕履歴 ・ 稚貝のアサリに係る出荷伝票 }